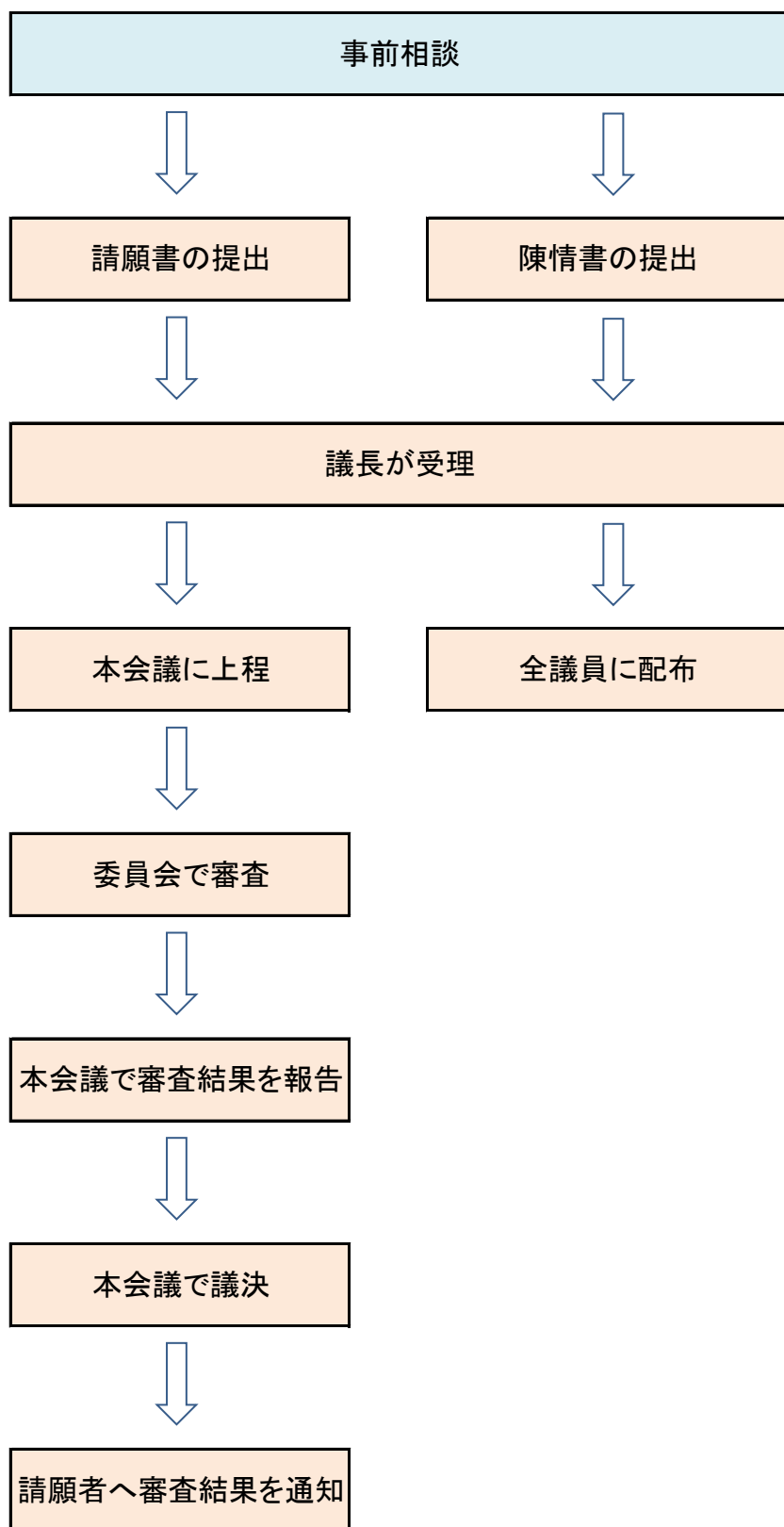


請願・陳情の流れ



議会事務局での事前相談を随時受け付けています。受理要件が整っていない場合、受理することができませんので、提出の際は、あらかじめ議会事務局へご相談ください。

記載例を参考に作成し、議会事務局へ提出してください。

定例会開会日7日前の午後5時までに受理したものをその定例会で上程（全議員に配布）し、それ以降に受理したものは、次の定例会で上程（全議員に配布）します。

請願は本会議に上程し、紹介議員による趣旨説明等を経て、委員会へ付託されます。陳情は全議員に配布しますが、審査は行いません。

担当常任委員会で審査します。

委員長が常任委員会での審査結果を報告します。

本会議で採決します。

請願者へ審査結果を文書で通知します。採択された請願は、必要に応じ、市長等に送付します。